後期高齢者医療保険料

保険料の決定方法について

被保険者 保険者全 に決められます 被保険者個人ごとの の合計額になります。均等割の所得に応じて負担する「所 員が負担する「均等割額」 割率は広域連合で2年ごと 保険料は、

25年度の保険料率 (平成24年度と同率)熊本県後期高齢者医療広域連合の平成

保険料 所得割率 均等割額 (年額) 9 ※55万円が ·万 26 7 % 9

0

0

円

均等割額 + 方 7 9 0 0 円

所得割率9 何割率9· 須得金額等 26 | % 33 万円 (基礎控除)】

内容をご確認ください。
たします。お手元に届きましたら書を中旬から下旬にかけて送付い行い、保険証と保険料額決定通知 ※今年度の保険料額は、 計算を たらいに通知

険料の軽

者に扶養されてい 所得の低い だいた人は、保険料の負人や被用者保険(※)加入

保険料の均等割額を5割軽減

所有者)があります。 地の戸籍(地番・地

地 目 •

地積〔面積〕・

に行われた地租改正時に作成された地図(字切図など)が基になっています。当時の測量技術は未熟な上、短期間で土地の利用形態が変化したことなどに土地の利用形態が変化したことなどにより、面積や形状が現地と整合していない場合が多くあります。これらの土をいるでは、

保全を図るために地籍調査が必態を正確に把握し、国土の有効合が多くあります。これらの土面積や形状が現地と整合してい利用形態が変化したことなどにであり、また、長い年月の間にであり、また、長い年月の間にであり、また、長い年月の間にであり、また、長い年月の間にであり、また、長い年月の間にであり、また、長い年月の間にであり、また、長い年間で

土地にも十

籍があるように、

を調査

ます

|年度は

野の

部

(迫•笹尾•中大野)

平成 25 年度調査エリア

平成 24 年度調査エリア

(閲覧準備中)

調査完了エリア

されて初めて、土地に関するいろいろに備え付けの公図および登記簿に記載これを地籍と言い、法務局(登記所)

が法的に保護されるのです。

なぜ調査が必要か

かし、

そ

0)

多くは明治時代

の初

8

今年度の調査は

竜北地区においては、

平成13年

の調査を の調査を

要なのです。

成果閲覧·認証 (平成26年度)

登記所送付 (認証完了後)

員と町委託業者ならびに役場職員が、行います。地区選出の地籍調査推進委の一部(迫・笹尾・中大野)の調査を一り地籍調査を開始し、今年度は、大野

平成 23 年度調査エリア (認証準備中)

けんぽ、健保組合、共沒 ※被用者保険とは協会 担が軽くなります。 一 共済

後期高齢者 医療保険料

組合などです。

【所得が低い人の軽減】

りません。 用されますので、手続きの※所得が低い人の軽減は、点等しく負担する保険料)の ・保険料の均等割額 (被保険者全員が 手続きの必要はあ の軽減 動的に適

適用されません) などが… 世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額 (専従者控除、 譲渡所得の特別控除は

控除額をそれぞれ8万円として計算世帯で、被保険者全員の年金収入の「基礎控除額(33万円)」を超えない した上で、 所得が 円となる場合

保険料の均等割額を9割軽減

「基礎控除額(33万円)」を超えない

保険料の均等割額を8

ある世帯主を除く)」を超えない世帯円×世帯の被保険者数(被保険者で 「基礎控除額(33万円)」 24

世帯の被保険者数」を超えない世帯「基礎控除額(33万円)」+「35万円>

保険料の均等割額を2割軽減

担する保険料)の軽減保険料の所得割額(所得に応じて負

超えない

に扶養されて

被保険者の総所得などが… 基礎控除額(33万円)」+ 58万円を

保険料の

保険料の所得割額を5割軽減

【被用者保険加入者に扶養されて いた

者となり、保険料を納めることになり人も、後期高齢者医療制度では被保険 人の軽減】 が、保険料の軽減措置があります。

> ます(所得割額はかかり) 特例措置として、当 対象となる人 す(所得割額はかかりません)。 |料の均等割額が9割軽減され特例措置として、当分の間は保 |

保険加入者に扶養されて 資格を得た日の前日に、被用:

次の2通りで納付することにな

後期高齢者保険料の納付方法

は、

きの必要なく、条件が合えば自動 特別徴収(通常) 年金からの差し す(手続

②普通徴収 的に適用されます)。

納付書での窓口納

に該当しない場合の納付方法です。引落での納付です。特別徴収の条 または

の条件

最初に作られた医薬品(先発医薬品)の特許権存続期 間終了後に、有効成分、用法、効能・効果が同じ医薬品とし て申請され、厚生労働省の認可のもとで製造・販売されて いる低価格の薬です。ジェネリック医薬品を使用すること で自己負担額を減らし、医療費の節約にもつながります。

開発コストを抑えることができているからです。 先発医薬品は、長期の研究開発と多額の費用が必要で す。ジェネリック医薬品は先発医薬品の実績に基づき製造 されますので、先発医薬品で確かめられた安全性と有効

医薬品は薬事法によりさまざまな規制が定められてお り、安全性や品質についてしっかりとした検査が行われて

ジェネリック医薬品は先発医薬品と同じ規制のもとで、 製造・販売されます。

かかりつけ医や薬剤師と、よく相談し、ジェネリック医薬 品の特徴や価格、注意点など、薬剤師からの説明をよく聞 きましょう。

また、医師の判断により先発医薬品からジェネリック医

薬品に変更できない場合もあります。

性を持ちながら価格は安くなります。

お問い合わせ先 健康福祉課 国民健康保険係

☎52-5852(直通)

【お問い合わせ先】

地元説明会など・準備

一筆地調査 (平成25年10月~

地籍調査の作業手順(予定)

地 籍 測 量 (一筆地調査完了後)

※全工程でおおむね3年かかります

まには、別途ご案内をいたしますのいたします。該当される地権者の説明会」を各地区の公民館などで

ひご出席下さ

をよろし

なお、

現地での調査に先立ち、

「調査

皆と

作業を行いますので、地権者の立会いの下、

平成20~22年度調査エリア

(登記書換中)

調査完了エリア

広報ひかわ 2013.4

9